

おくやみコーナーのご案内

おくやみコーナーでは、身近な人が亡くなられた後の市役所での手続きについてご説明するとともに、申請書の作成のお手伝いをするなど、必要な手続きを少しでも負担なく行っていただけるようご案内いたします。

「おくやみコーナー」を利用せず、従来どおり直接各担当窓口でお手続きいただくこともできます。

なお、ご利用にあたっては、事前の利用申し込みが必要となります。

おくやみコーナーで取り扱う主な業務(手続き)

担当課名	業務(手続き)	問い合わせ先
戸籍住民課	印鑑登録証、マイナンバーカードに関すること	☎0885-32-2112
市民環境課	老人等バス無料優待証等に関すること 自動通話録音装置の返還	☎0885-32-2132
保険年金課	後期高齢者医療、重度医療、ひとり親家庭等医療、 子どもはぐくみ医療、国民年金等に関すること 国民健康保険等に関すること	☎0885-32-4120 ☎0885-32-2113
介護福祉課	介護保険、高齢者福祉等に関すること 障がい福祉に関すること	☎0885-32-3507 ☎0885-32-2279
児童福祉課	児童手当、児童扶養手当等に関すること	☎0885-32-2114
税務課	原動機付自転車、介護保険料、後期高齢者医療 保険料、国民健康保険税に関すること 固定資産等に関すること 市県民税に関すること	☎0885-32-3845 ☎0885-32-2115 ☎0885-32-3821

利用できる方 … 亡くなられた方のご親族
(六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族)
(亡くなられた方の住民登録が小松島市の方に限ります。)

利用日時 … 申込日から3開庁日(土・日・祝日・12月29日から翌年1月3日を除く)以降の平日
午前9時半から午後4時まで(午前11時から午後2時を除く)

利用場所 … 市庁舎玄関ロビー総合案内

お問い合わせ … 小松島市役所 戸籍住民課

☎ 0885-32-2112

おくやみコーナーにお持ちいただくもの

「おくやみハンドブック」の手続きをご確認いただき、下記を参考に該当するものをお持ちください。

亡くなられた方のもの

- マイナンバーカードまたは、個人番号通知カード（銀行等の手続きが必要な場合があります。）
- 住民基本台帳カード
- 印鑑登録証
- 老人等バス無料優待証、利用券
- 自動通話録音装置
- 年金証書、日本年金機構発行の振込はがき又は年金手帳
- 国民健康保険被保険者証、高齢受給者証（70～74歳）、特定疾病療養受領証、限度額認定証
- 後期高齢者医療被保険者証、特定疾病療養受療証明、限度額認定証
- 介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- 自立支援医療受給者証
- 障がい福祉サービス受給者証
- 重度心身障害者等医療費受給者証（認定書）
- ひとり親家庭等医療費受給者証
- 児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
- 子どもはぐくみ医療費受給者証
- ナンバープレート（原動機付自転車などを廃車する場合）

ご遺族様のもの（相続人代表者さま、喪主さま）

相続人代表者さまと喪主さまが異なる場合はそれぞれの方のものが必要です。

- 本人確認書類
 - ・写真付きのもの（1点で可）
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳 など
 - ・写真付きのものがない場合は、次から2点
被保険者証（健康保険、介護保険）、年金手帳 など
- 預貯金通帳（相続人代表者、喪主）
- 税金の引き落としなど口座を変更する場合は、新たに引き落としする口座の預貯金通帳と銀行印
- ※ 亡くなられた方が国民健康保険又は後期高齢者医療保険加入者で葬祭費の支給を申請する場合
- 葬儀代の領収書等、葬儀代の支払いをされた方の預金通帳と認印